

(仮称) 広野台地区待機用児童ホーム保育業務委託に係る

プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和9年4月に開設する(仮称)広野台地区待機用児童ホームにおける保育業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

相模野小学校、相武台東小学校、相模が丘小学校通学区域における待機児童解消のため、座間市立相模野児童館内に待機用児童ホームを設置する。

3 業務の概要

- (1) 件名 (仮称) 広野台地区待機用児童ホーム保育業務委託
- (2) 契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

4 予算予定額

13,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

この選定は、令和9年度当初予算の議決を前提としたものであり、予算が成立しない場合は契約手続きを行わない。応募事業者が応募に要した費用その他逸失損益について、本市は一切その責を負わない。

5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 過去5年間に公設民営での学童保育の運営業務を神奈川県内で行った実績があり、委託を着実に実施することができること。
- (2) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないものであること。
- (5) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)に基づく停止措置を受けていないものであること。

- (6) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないものであること。

6 参加表明手続

(1) 提出書類

| 種 類 | 留意事項 |
|---------------------|------------|
| 参加表明書（第1号様式） | |
| 誓約書（第2号様式） | |
| 児童の保育に関する実績があることの証明 | A4サイズの任意様式 |

(2) 提出部数

各書類とも、正本1部とする。

(3) 提出先及び提出方法

「14 担当部署」へ持参又は郵送（締切日必着）とすること。

なお、持参する場合は、担当部署に提出日時を事前に連絡すること。提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から5時15分までとする。

(4) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時15分まで

(5) 参加資格要件の確認結果

令和8年7月3日（金）までに、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。

7 提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められたものから、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

各書類の規格は、A4サイズとし付属書類とともに左綴じの上、提出すること。

| 種 類 | 留意事項 |
|--------------------|--------------------------|
| 会社概要説明書 （第3号様式） | 定款等法人の運営内容が分かるものを添付すること。 |

| | |
|-----------------|--|
| 業務実績書 (任意様式) | 業務名称(施設名)、業務の委託先、契約期間、業務内容を記載すること。 |
| 見積書 (第4号様式) | 令和9年度の見積金額だけでなく、内訳(人件費、諸経費及び事務費相当分)についても記載すること。 |
| 提案書 (任意様式) | 応募の動機と保育の目的を記載すること。 また、仕様書を補完する内容や創意工夫できる内容等があれば、併せて記載すること。 |

(2) 提出部数

各書類とも、正本1部、副本5部とする。

なお、提案者名等は正本のみに記載するものとし、副本には提案者名、代表者名、所在地、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこと。

(3) 提出先及び提出方法

「14 担当部署」へ持参又は郵送(締切日必着)とすること。

なお、持参する場合は、担当部署に提出日時を事前に連絡すること。提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時15分までとする。

(4) 提出期限 令和8年7月17日(金)午後5時15分まで

8 実施要領等に関する質問と回答

提案書の作成に当たっての質問は、次の通り受け付ける。質問は、「14 担当部署」に電子メールで送付し、電話でその旨を連絡すること。

(1) 質問受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月19日(金)午後5時15分まで(必着)

(2) 回答方法

令和8年6月24日(水)までに市ホームページに随時掲載する。

(3) 電子メール送付に関する留意事項

電子メールの件名は「広野台地区待機用児童ホーム保育業務委託に関する質問(事業所名)」とすること。

9 評価及び結果通知

(1) 参加資格の審査及び提案書等の確認

座間市こども未来部こども育成課が行う。

(2) 提案書等の評価

令和9年度(仮称)広野台地区待機用児童ホーム保育業務委託プロポーザル選定委員

会（以下「選定委員会」とする。）において、次のとおり審査を行い、最高得点を取得した参加者を受託候補者とする。提出された書類と提案説明及びヒアリングによる審査を行い、評価基準に基づき審査を行う。

(3) 提案説明及びヒアリング

| | |
|-------|---|
| 実施予定日 | 令和8年7月27日（月）から令和8年7月31日（金）の間に1回実施。日時は別途通知する。 |
| 場所 | 座間市庁舎内及び隣接する施設等 詳細は別途通知する。 |
| 時間 | 40分（予定）〔目安：準備5分、説明20分、質疑応答15分〕 |
| 人数 | 最大3人 |
| 方法 | 提案者の方法で行う。プロジェクターの使用可。 |
| 設備 | パソコン等の機器は提案者が用意すること。なお、会場にはスクリーン及びプロジェクター、接続ケーブル（HDMI）を準備する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案説明は、提出した提案書を基に行うものとし、追加提案や資料配布は認めない。 ・スクリーンに映す資料等に、提案者を特定できる表示を記載しないこと。 |

(4) 評価項目、評価の視点、配点

別紙のとおり

(5) 評価における留意事項

ア 最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。

再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する。

イ 参加者が1者であっても審査を行う。

審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合、その1者を受託候補者とする。

ウ 選定委員会全員の評定合計点が満点に対し60%に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(6) 結果通知

プロポーザル参加者にプロポーザル方式提案書等評価結果通知書により令和8年8月中旬に通知する。

(7) 結果の公表

評価結果は、市ホームページで公表する。

1 0 契約手続

受託候補者は、契約の締結に向けた仕様書等について、本市と協議し、合意に至った場合、本業務に係る契約を締結し、本業務を実施するものとする。

1 1 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「5 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 2 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(第5号様式)を提出すること。
- (7) 本プロポーザルに関して、説明会は実施しない。現地確認を希望する場合は事前予約(「14 担当部署」に電子メールで送付する。)により対応する。

1 3 スケジュール

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 募集告知開始 | 令和8年6月8日(月)から |
| 質問締切 | 令和8年6月19日(金)午後5時15分まで |
| 参加表明手続締切 | 令和8年6月26日(金)午後5時15分まで |
| 参加資格確認結果 通知書発送 | 令和8年7月3日(金)までに送付 |
| 提案書提出締切 | 令和8年7月17日(金)午後5時15分まで |
| 選定委員会開催 | 令和8年7月27日(月)から31日(金)までの間に1回開催予定 |
| 評価結果通知発送 | 令和8年8月中旬に選定結果通知予定 |

1 4 担当部署

座間市子ども未来部 子ども育成課子ども育成係
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電 話 046-252-7969 (直通)
F A X 046-255-5080
E-mail kodomo@city.zama.kanagawa.jp

評価基準

| No. | 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|-----|--------|------------|---|-----|
| 1 | 実績 | | ・学童保育運営業務に十分な実績があるか | 20 |
| 2 | 実施体制 | | ・業務の遂行に十分な人員体制が取られているか | 30 |
| | | | ・業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか | 20 |
| 3 | 経営状況 | | ・事業者及びグループの経営状況は健全であり、継続的な運営は可能であるか | 20 |
| 4 | 事業の理解度 | | ・放課後児童健全育成事業に関する知識があるか | 20 |
| 5 | 提案内容 | 応募動機と保育目標 | ・明確な応募の動機と保育の目標があるか | 20 |
| | | 業務の目的、内容理解 | ・当該業務の目的及び委託内容を的確に把握、理解しているか ・市の方針に沿う提案となっているか | 20 |
| | | 業務全体に対する提案 | ・仕様書に沿った内容であるか ・安全に保育が可能か ・配慮を必要とする児童への対応 | 30 |
| | | 事業の創意工夫性 | ・仕様書を補完する内容や創意工夫できる内容があるか | 20 |
| 合 計 | | | | 200 |